

「輸出貿易管理令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見公募手続きの結果について

令和8年4月17日
経済産業省
貿易経済安全保障局
貿易管理課

「輸出貿易管理令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等について、令和8年3月2日から同年3月31日まで意見公募手続きを実施しました。

この結果、寄せられたご意見はございませんでした。

また、意見募集終了後に所用の技術的修正を行いましたので、修正後の改正案について、別紙のとおりお知らせいたします。

今後とも、経済産業行政にご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

- (1) 募集期間：令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵便

2. 意見募集の結果 0件